

盛土対策連絡会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、盛土対策連絡会議の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 盛土対策連絡会議（以下「会議」という。）は、令和3年7月に発生した熱海市の土石流災害を踏まえ、神奈川県、神奈川県警察及び市町村の関係機関が連携・協力して、盛土対策に取り組むことにより、県民の安全・安心を確保することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる議題を扱う。

- (1) 神奈川県内の盛土対策に関する連絡調整
- (2) 令和3年度に実施した盛土総点検で明らかになった問題箇所の是正対応
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に向けた調整
- (4) その他盛土対策に関し調整を要する事項

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げるものをもって組織する。

- 2 会議の座長は、県土整備局河川下水道部長が務めるものとする。
- 3 会議の副座長は、環境農政局総務室企画調整担当課長及び県土整備局河川下水道部土砂対策担当課長が務めるものとする。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(開催)

第5条 会議は、座長が、必要に応じて招集するものとする。

- 2 座長は、それぞれ必要に応じて別表に掲げる組織以外のものの出席を求めることができる。

(個別会議)

第6条 座長は、必要に応じて会議のもとに個別会議を置くことができる。

- 2 個別会議の構成その他必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局等)

第7条 会議の事務局は、砂防課とする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、議事内容によっては、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要領の改正は、座長の承認をもって、行うものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年6月9日から施行する。

別表 (第4条関係)

神奈川県	政策局	政策部	土地水資源対策課長	
	くらし安全防災局	防災部	危機管理防災課長	
	環境農政局	総務室	企画調整担当課長	
		環境部	資源循環推進課長	
			緑政部	自然環境保全課長
			水源環境保全課長	
		森林再生課長		
		農水産部	農地課長	
		出先機関	自然環境保全センター	
			研究企画部長兼自然保護公園部長	
	横浜川崎地区農政事務所長			
	県土整備局	総務室	企画調整担当課長	
		事業管理部	建設業課長	
		都市部	技術管理課長	
		河川下水道部	河川下水道部長	
			土砂対策担当課長	
			砂防課厚木南駐在事務所課長代理	
		建築住宅部	住宅企画・建築安全担当部長	
			建築指導課長	
		出先機関	横須賀土木事務所計画建築部長	
			平塚土木事務所計画建築部長	
			藤沢土木事務所許認可指導課長	
			厚木土木事務所計画建築部長	
			厚木土木事務所東部センター	
			許認可指導課長	
			厚木土木事務所津久井治水センター	
			許認可指導課長	
			県西土木事務所計画建築部長	
			県西土木事務所小田原土木センター	
			許認可指導課長	
			横浜川崎治水事務所許認可指導課長	
	横浜川崎治水事務所川崎治水センター			
次長兼管理課長				
地域県政総合センター	横須賀三浦地域県政総合センター環境部長			
	横須賀三浦地域県政総合センター農政部長			
	県央地域県政総合センター環境部長			
	県央地域県政総合センター森林部長			
	県央地域県政総合センター農政部長			

			県西地域県政総合センター環境部長
			県西地域県政総合センター森林部長
			県西地域県政総合センター農政部長
			湘南地域県政総合センター環境部長
			湘南地域県政総合センター農政部長
神奈川県 警察	警察本部	生活安全部	生活経済課長
県内 33市町村	横浜市		盛土対策等所管部長 防災所管部長
	川崎市		
	相模原市		
	横須賀市		
	平塚市		
	鎌倉市		
	藤沢市		
	小田原市		
	茅ヶ崎市		
	逗子市		
	三浦市		
	秦野市		
	厚木市		
	大和市		
	伊勢原市		
	海老名市		
	座間市		
	南足柄市		
	綾瀬市		
	葉山町		
	寒川町		
	大磯町		
	二宮町		
	中井町		
大井町			
松田町			
山北町			
開成町			
箱根町			
真鶴町			
湯河原町			
愛川町			
清川村			